

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月 7 日

【会社名】 新韓銀行
(Shinhan Bank)

【代表者の役職氏名】 銀行長兼最高経営責任者 丁 相赫
(Sang Hyuk Jung, President and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 大韓民国ソウル特別市中区世宗大路 9 道20
(20, Sejong-Daero 9-Gil, Jung-Gu,
Seoul, the Republic of Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善
弁護士 奥村文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目 1 0 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー 2 3 階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 奥村文彦

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目 1 0 番 1 号
六本木ヒルズ森タワー 2 3 階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 6 月27日
効力発生日	2025年 7 月 7 日
有効期限	2027年 7 月 6 日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	4,600億円

【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年8月7日（提出日）である。
【提出理由】	発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と 同種の書類が新たに提出されたため、参照書類の情報を更新 し、また発行登録書の添付書類である「事業内容の概要及び主 要な経営指標等の推移」を更新するため、本訂正発行登録書を 提出するものである。 (訂正内容については、本文および添付書類を参照のこと。)
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【訂正内容】

第二部 【参照情報】

（発行登録書の「第二部 参照情報」の記載を以下のとおり訂正する。）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
2025年6月27日に関東財務局長に提出

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2026年度）（自 2026年1月1日 至 2026年12月31日）
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）
2025年9月30日に関東財務局長に提出

事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし

（中略）

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記半期報告書の訂正報告書）を2025年11月5日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2025年度）（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）
2026年 6 月29日に関東財務局長に提出

事業年度（2026年度）（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年12月31日）
2027年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2026年度中）（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
2026年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2026年 8 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づく臨時報告書を関東財務局長に2026年 8 月 7 日に提出

（中略）

7 【訂正報告書】

該当事項なし

第2 【参照書類の補完情報】

<訂正前>

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）の提出日以後、本訂正発行登録書の提出日（2025年11月5日）までの間において、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された「事業等のリスク」について重要な変更またはその他の事由は生じていない。

また、本訂正発行登録書の提出日（2025年11月5日）現在、参照書類として上記に掲げた有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に記載された将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、当該有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（その訂正報告書を含む。）に新たに記載される将来に関する事項もない。

<訂正後>

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書の提出日（2026年8月7日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について重要な変更またはその他の事由は生じていない。

また、本訂正発行登録書の提出日（2026年8月7日）現在、参照書類として上記に掲げた有価証券報告書に記載された将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、当該有価証券報告書に新たに記載される将来に関する事項もない。